

令和2年度公共図書館等職員研修会（埼玉県図書館協会）

「図書館サービスと著作権-図書館の複写サービスはどう変わるのか？」

## 事前質問および回答まとめ

参加者から事前に寄せられた質問に対し、講義の中で小池講師にお答えいただいた内容を事務局がまとめ、一部講師により補足説明したものです。

### 1 事前質問へのコメント

※Noは「事前質問一覧」による。著作権法改正関係（No1～No7）については割愛する。

#### Q 写り込みについて

○俳句や短歌の複写について（著作権法の解釈と実際の運用について）

（No8）

○最新の新聞記事や雑誌記事などの場合、「1記事の半分まで」という要件があるが、物理的に隠さない限り、コピーした紙に記事全体が写りこんでしまうことが多々ある。このような状態は、著作権上はどのような扱いになるのか知りたい。（No9）

○辞書等のある項目について複写する場合、マスキングの範囲はどうなるでしょうか？（No16）

#### 【参考】

- ・「複製物の写り込みに関するガイドライン」 日本図書館協会 平成18年1月1日  
(<http://www.jla.or.jp/Portals/0/html/fukusya/uturikomi.pdf>)
- ・「図書館間協力における現物貸借で借り受けた図書の複製に関するガイドライン」に関するQ&A
- ・「図書館間協力における現物貸借で借り受けた図書の複製に関するガイドライン」に関するQ & A \*3p目が「複製物の写り込みに関するガイドライン」Q&A  
(<http://www.jla.or.jp/Portals/0/html/fukusya/q&a.pdf>)

A 俳句・短歌・新聞や雑誌の最新号の記事、また辞典などの項目について、実際にはマスキングしてコピーするとの不合理ということで、「複製物の写り込みに関するガイドライン」が設定されました。このガイドラインと「ガイドラインに関するQ & A」をセットでご確認ください。

実務的に可能な方法というのは、例えば雑誌の最新号をコピーしていいか悪いかということも、図書館によってバラつきがあります。最新号について一部分の複製ができるかを考える場合、「複写物の写り込みに関するガイドライン」での捉え方を確認し、その上で、その図書館での取り扱いのルールを決めておくのがよいのではないかと思います。人によって対応が変わらないようにするのが重要なポイントです。いくつかの図書館では、取扱の基準を設定しております。

#### 【参考】

- ・ 国立国会図書館「複写サービス」「著作権にかかわる注意事項」  
(<https://www.ndl.go.jp/jp/copy/copyright/index.html>)
- ・ 埼玉県立図書館「複写(コピー)サービス Q&A」  
(<https://www.lib.pref.saitama.jp/guidance/service/copy-q-and-a.html>)
- ・ 久喜市立図書館「久喜市立図書館における複写(コピー)サービスについて」  
(<https://www.city.kuki.lg.jp/kosodate/library/oshirase/fukusha.html>)

### Q 絵本の読み聞かせを動画配信する際の注意点 (No17)

A 図書館が臨時休館する中で動画配信の取組があり、その時に権利者からやめてほしいということも含めて議論がありました。「読み聞かせ団体等による著作物の利用について」に付随してお問い合わせがあり、それに対するコメントが出ているので参考にしてください。権利者には公衆送信権がありますので、基本は確認して進めていくこととなります。

#### 【参考】

- ・ 読み聞かせ団体等による著作物の利用について 2017 改訂版  
児童書出版者・著作者懇談会 (<https://www.jbpa.or.jp/pdf/guideline/all.pdf>)
- ・ 読み聞かせに関するお問合せ例 2020年5月18日 日本書籍出版協会  
(<https://www.jbpa.or.jp/pdf/guideline/yomikikase-faq.pdf>)  
(抜粋)「オンラインや有線放送をとまなう読み聞かせについては、基本的には著作権者の許諾が必要になります。」

**Q 図書館は著作権を守りつつ、複写サービスを行っていることを全く知らない方には理解してもらい辛いことがあります。例えば、楽譜を半分までしか複写出来ないことなどで納得して頂けない事があり、理解して頂きやすい説明の仕方等あったらご教示頂きたいです。**

**○絶版となり、図書館でしか提供できない楽譜の著作権 (No10)**

**A** 絶版で入手できなくなり図書館でしか手に入らなくなっている楽譜についての考え方ですが、ここでいう楽譜は一枚ものではなく「楽譜集」ですが、一著作物の一部分であるということは変えられないと考えます。絶版ということで取扱いを変えようという動きは、図書館の権利制限規定の見直しの所にもありますし、国会図書館の場合は絶版等による理由でデジタル化してもいいと法律上はなっていますが、一般の図書館ではそういうことはなく、基本的には絶版であっても通常の本と取扱いは同様に考えます。

**○理解して頂きやすい説明の仕方 (No12)**

**A** 権利者の権利を守りつつ利用を促進するには一定の制限が必要、ということで著作権の制度が作られているということ、粘り強くお話していくことになろうかと思えます。

**Q 表紙が見える状態で本が置かれた書架の写真を HP や SNS に掲載する際、出版社への許諾は必要か。 (No13)**

**A** 資料展示などを紹介するという意味でホームページや SNS に載せる場合、展示全体を取り上げるのであれば許諾はなくても構いません。1点1点の本をクローズアップするような時には書影の取扱いに気をつけます。書影については基本許諾を取る、というのが今の大きな流れです。一方で、紹介の場合、許諾はいらぬとする出版社もあるのでウェブサイトなどで確認してください。

**Q 本の中の一文を引用して紹介する場合、どのような点に注意しなければならないか。(No14)**

**A** 引用は主従関係、引用されていることがはっきり分かるようにすることに注意が必要です。例えば、本の紹介をする場合、キーになる言葉やフレーズを取ってきたら、クォーテーションマーク (”) で囲むなどすることが大事です。

**Q 住宅地図は著作物に該当するのか？(No18)**

**A** 住宅地図は、「地図の著作物」という範疇に該当します。

住宅地図は、例えばゼンリンは「見開きを一つの著作物」と言っています。まずは見開きを一つの著作物として取り扱っていくべきだと思います。

**Q CD、DVD、動画配信が観られる QR コード等の購入特典がついてる資料を図書館資料として購入した場合、それらの付録物については、貸し出しの可否を1件ずつ版元に確認すべきなのか、あくまで図書館資料として一体のものと考え、付属させたまま貸出することに問題がないのか？(No19)**

**A** 動画つまり「映画の著作物」の取扱いは許諾が必要になります。インターネット上のデータをダウンロードして利用するサービスについては、登録した人しか使えなくなるようなものの図書館資料としての扱いは、著作権の話ではなく、利用上の考え方で判断すべきだろうと考えます。

**Q 手芸の本で作り方のイラストや写真が出ている場合、図書館での複写はどのように行えばよいでしょうか？イラストや写真を全部コピーしてよいのでしょうか？(No15)**

**A** 手芸の本などのイラスト・写真はそれが主であれば個々のイラストや写真を一著作物として判断すべきものになるかと考えます。一部分の複製が認められるとされていることからすれば、全部コピーはできないと考えます。

**Q** 図書館で購入した新聞をコピーして作成したスクラップ帳は、利用者の閲覧に供することができ、複写サービスには利用できないが、市の広報課が新聞の原本を切り抜いた作成したスクラップ帳の移管を受けた場合は、閲覧及び複写サービスに利用できるかと解してよいかご教示ください。（No11）

**A** 新聞の切り抜きとかでスクラップを作っている図書館多いかと思えます。スクラップ帳を図書館資料として管理しているのであれば、閲覧だけではなく複製は可能と考えます。原紙ではなくコピーによるスクラップの取扱いにお悩みだと思えますが、スクラップはやはり原紙を使用することが望ましいと思えます。ただ原紙がなくなって補充のためコピーした記事をスクラップしたからといって図書館資料としての扱いに変わってくることはないと思えます。